



概要版

姫路市高齢者保健福祉計画

及び

姫路市介護保険事業計画



令和6年(2024年)3月
姫路市

I 計画の位置づけ

本計画は、全ての高齢者を対象とする計画として老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項の規定に基づく「高齢者保健福祉計画」及び介護保険法第 117 条第 1 項の規定に基づく「介護保険事業計画」を一体的に策定した法定計画です。介護保険事業計画は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組を示しています。本計画期間中の令和 7 年(2025 年)には、いわゆる団塊の世代が後期高齢者(75 歳以上)となり、さらには高齢者の人口の増加が緩やかになる一方、現役世代(生産年齢人口)が急減するとされる令和 22 年(2040 年)も見据えたサービス・給付・保険料の水準を考慮し、中長期的な視野に立った施策の展開を図ります。

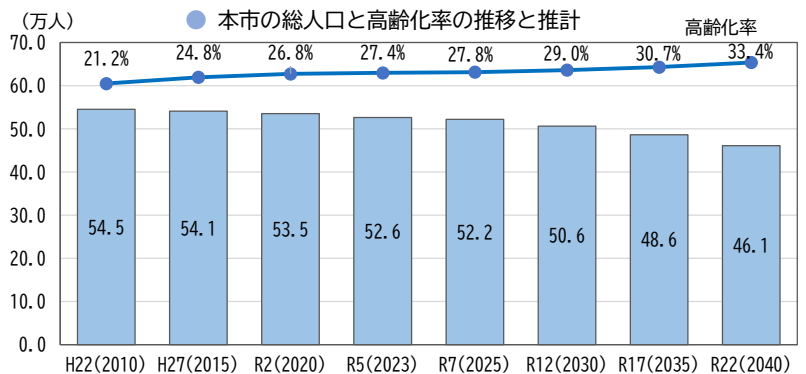
● 計画期間

令和 6 年度(2024 年度)～令和 8 年度(2026 年度)

II 市の現状と将来予測

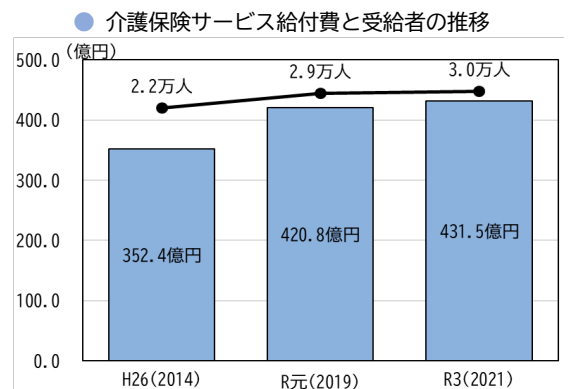
● 総人口は減少する一方、高齢者は増加

本市の総人口は、年々、減少傾向にありますが、高齢者人口(65 歳以上)は増加する見込みです。また、高齢者のうち、後期高齢者(75 歳以上)は前期高齢者(65～74 歳)を上回り、令和 12 年(2030 年)までこの差は広がっていくものと推計されています。



● 介護サービスの需要も増加

急激な高齢化の進展により、要介護・要支援認定者数は増加し、介護サービスの需要も高まったことから、介護サービス費用は、平成 26 年度(2014 年度)と比較し、令和 3 年度(2021 年度)には約 1.22 倍(約 79.1 億円の増)となっており、今後も増加が見込まれます。



III 各種調査等から見た高齢者を取り巻く現状と課題

本市では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組、介護サービスを支える介護人材の実態等を把握するため、令和 4 年度(2022 年度)に高齢者実態意向調査、在宅介護実態調査、介護人材実態調査を実施しました。

調査名	高齢者実態意向調査	在宅介護実態調査	介護人材実態調査
調査目的	要介護状態になる前の高齢者のリスクや社会参加状況を把握することで、地域診断に活用し、地域の抱える課題を特定するとともに、介護予防・日常生活支援総合事業の評価に活用する。	介護離職をなくすために必要なサービスは何かという観点を盛り込み、高齢者等の適切な在宅生活の継続と家族等介護者の就労継続の実現に向けた介護サービスのあり方の把握方法等を検討する。	介護事業所の雇用実態などを把握し、介護人材の確保・定着に向けた支援策を検討する。

IV 基本理念

● 基本理念

本計画では、高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持ちながら健康でいつまでも暮らし続けることができるとともに、心身の状況や環境等に応じて適切な介護サービスを受けることができるよう、「高齢者が住み慣れた地域で生きがいを感じながら健やかに暮らせる 姫路の実現」を基本理念として定めます。

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを感じながら
健やかに暮らせる^{まち}姫路の実現

● 基本目標

基本目標 1

介護予防や生きがいづくりのために住民や多様な主体が関わって
地域の資源が整備・維持・活用されている

人生 100 年時代において、若年世代から生活習慣病とならないために健康的な暮らしを心掛け、高齢者は介護予防に努め、身近な地域活動への参加を増やし、いつまでも自分らしく、いきいきと暮らすことが大切です。「通いの場」などの地域活動の場へ通い続けることができる環境づくり、地域で役割をもって暮らすための地域づくり、地域での普及啓発の推進、ボランティア組織の育成支援に取り組みます。

基本目標 2

様々な生活上の困りごとを支え合いや助け合いで解決する仕組みを
つくり活用されている

要支援の方は、身の回り動作は自立していますが、通院・買い物など生活支援サービスを必要とする人や公共交通機関が利用できなくなった人が多くなっています。民間サービス等の活用、新たな生活支援の担い手づくりなど生活支援を必要とする相談に対する対応力を強化します。

基本目標 3

高齢者や家族が必要な医療・介護サービスを利用しながら
望む場所で生活を継続している

要支援認定を受けた高齢者は増加傾向にあり、今後、要介護者の増加が懸念されます。地域包括ケアシステムでは、中・重度者の高齢者の生活機能やニーズに対応できる多様なサービスや住まいの確保を行います。

基本目標 4

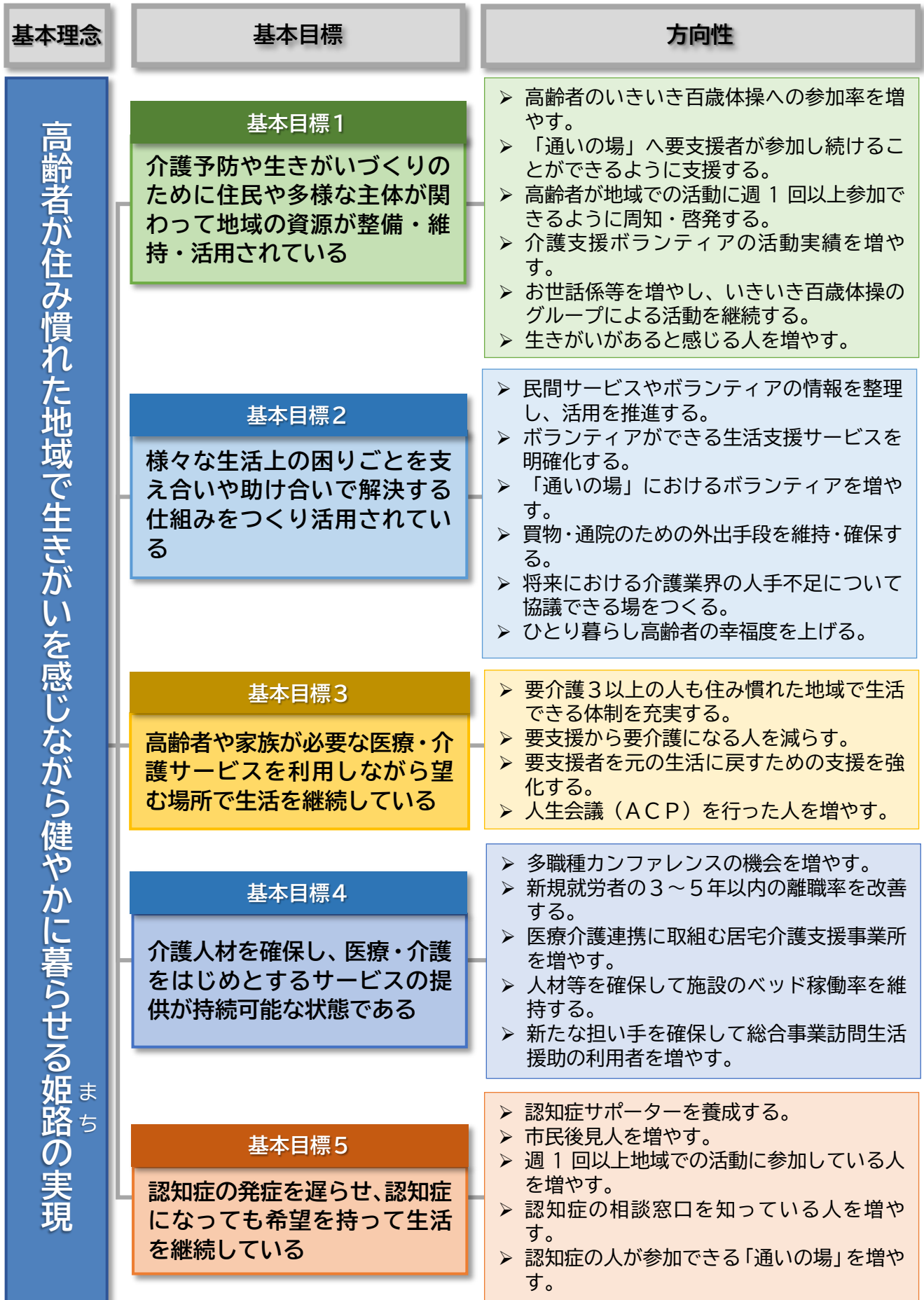
介護人材を確保し、医療・介護をはじめとするサービスの提供が持続可能な
状態である

今後も介護サービスの利用者の増加と給付費の増大が見込まれる一方で生産年齢人口は減少し続ける見込みであり、医療・介護サービス需要を賄えるだけの担い手の確保や、介護サービスの提供が継続できるよう保険給付の適正化を図る必要があります。医療・介護関係者で急変時や入退院時の課題について協議を行い解決に向けた取組を推進するとともに、大規模災害時や新興感染症の拡大時において業務が継続して実施できるように支援体制の強化を図ります。

基本目標 5

認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って生活を継続している

認知症(若年性認知症を含む)の「予防」は、早期発見・早期対応が大切であるといわれており、予防に関する取組を推進します。住民一人ひとりが正しい理解に基づいて予防を含めた認知症への「備え」について主体的に取り組むことが必要です。認知症は誰もがなりうるものであり、認知症の人の権利を守りながら住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる共生社会を目指します。



V 施策の推進

基本目標 1

介護予防や生きがいづくりのために住民や多様な主体が関わって地域の資源が整備・維持・活用されている

—取組—

- ① 「通いの場」への継続参加がフレイル予防に効果があることを保健部局と連携して周知を行います。
- ② 「通いの場」の継続した運営のためのボランティア活動や新たな通いの場の創設が地域の介護予防の推進に資することの周知を行います。
- ③ 「通いの場」への継続した参加が困難となる要因を分析し支援策の検討を行います。
- ④ 介護支援ボランティア事業の拡充に向け、ボランティアの活動範囲の見直しや福祉施設での就労につながる支援の方法について検討を行います。
- ⑤ デジタル化が進む社会のなかで、デジタル機器やサービスの活用機会の浸透を図る等デジタル・ディバイド対策を進めます。
- ⑥ 明るく活力ある社会の実現に向けて、高齢者が健やかでいきいきと活動できるよう事業を実施します。

—主な施策・事業—

- 介護予防・生活支援サービス事業
- 地域介護予防活動支援事業
- 高齢者バス等優待乗車助成制度

基本目標 2

様々な生活上の困りごとを支え合いや助け合いで解決する仕組みをつくり活用されている

—取組—

- ① 介護保険制度に加え、民間サービスやボランティアの活用等により地域の高齢者の様々な相談に対応できるようにします。加えて、ヤングケアラーなど家族介護支援についても強化を図ります。
- ② 介護支援ボランティア事業は、活動範囲の見直しについて検討します。
- ③ 要支援者の外出機会の維持に向け多職種による支援を促進するほか、新たなサービス形態の導入に向けた検討を行います。
- ④ 「通いの場」でのつながりから生まれる助け合いを把握するとともに、生活支援サービスの担い手について住民や関係者を交えて協議できる場を設けます。
- ⑤ 地域で暮らす高齢者の様々な課題について協議している生活支援体制検討会議での検討内容を見直し、課題解決に向けて協議を行います。
- ⑥ 在宅で生活しているひとり暮らし高齢者の生活の質の向上を図り、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう支援を行います。
- ⑦ 地域において災害時に支援が必要な対象者を把握し、平時から見守りや支え合い、災害時には介助や見守りなど、特別な支援を必要とする人が安心して避難生活を送ることができる体制を構築します。

—主な施策・事業—

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 生活支援体制整備事業
- 見守り安心サポート事業

基本目標3

高齢者や家族が必要な医療・介護サービスを利用しながら望む場所で生活を継続している

—取組—

- ① 中・重度者の在宅療養の継続に向け、訪問診療の提供体制の確保に向けた在宅医療・介護連携推進事業を推進するほか、高齢者の生活機能やニーズに対応できる多様な住まいやサービス基盤の確保を行います。
- ② フレイルの人の要介護への移行を遅らせるために医療・介護関係者の連携を促進するほか、一般高齢者の健康増進に向けた取組を検討します。
- ③ 人生会議(ACP)を自宅や介護施設等、地域全体で標準的な取組とできるように医療・介護関係者と方策の検討を行います。また、住民向けの啓発活動を継続して実施します。

—主な施策・事業—

- 在宅医療・介護連携推進事業
- 介護予防・生活支援サービス事業
- 多様な住まいの確保(養護老人ホーム、軽費老人ホーム等)

基本目標4

介護人材を確保し、医療・介護をはじめとするサービスの提供が持続可能な状態である

—取組—

- ① 医療・介護関係者で急変時や入退院時の課題について協議を行い解決に向けた取組を推進します。
- ② 兵庫県、兵庫県福祉人材センターその他の関係機関と連携し、若年層、介護サービス事業の経験者、高齢者など多様な人材の確保と育成を支援します。
- ③ ハラスメントに関する相談窓口の設置、不当要求対策、業務管理に関する研修会の開催、業務効率の向上に資するICTの活用などによる働きやすい職場づくりを支援し、介護従事者の定着を図ります。
- ④ 大規模災害時や新興感染症の拡大時においても業務を継続できるように支援体制の強化を図ります。
- ⑤ 介護保険料の収納、要支援・要介護状態区分の判定、介護サービス利用その他介護保険事業の運営につき適正化を推進します。
- ⑥ 現在、介護職が担うことが多い生活支援サービスを新たな担い手が担えるように総合事業の充実など地域支援事業全体の見直しを検討します。

—主な施策・事業—

- 人材確保と育成支援
- 働きやすい職場づくり支援



基本目標 5 認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って生活を継続している

—取組—

- ① 認知症の人への理解を促進するために認知症サポーターの養成を推進するとともに認知症サポーターが役割を持って活動できる機会を設けていきます。
- ② 認知症の人、家族が安心して暮らすことができるように成年後見制度などの認知症バリアフリーの推進を図っていきます。
- ③ 高齢者が社会参加を継続することで認知症の予防や早期発見につながる取組の充実を図っていきます。また、認知機能が低下している人(軽度認知障害(MCI))への支援を行います。
- ④ 認知症の相談窓口として、認知症相談センターとしての機能を持つ地域包括支援センターの周知を図ります。
- ⑤ 認知症の人、家族が参加できる「通いの場」の充実を図ります。

—主な施策・事業—

- 認知症サポーター養成事業
- 高齢者権利擁護推進事業
- 軽度認知障害(MCI)者の把握・予防支援事業 **【新規】**
- 認知症地域支援体制推進事業(認知症カフェ・認知症サロン)

VI 介護サービス量等の見込み

● 介護保険事業に係る給付費等の見込み

(億円)

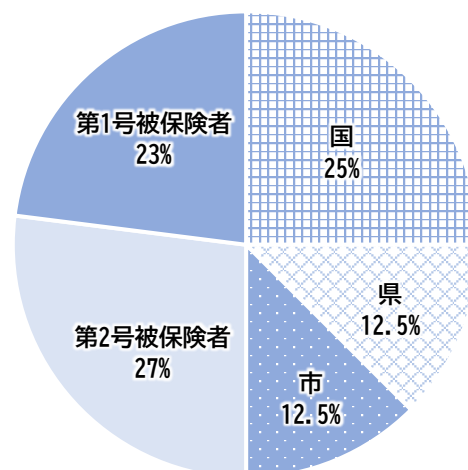
区分	年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	合計
保険給付費		441.0	451.0	461.0	1353.0
地域支援事業費		32.7	33.7	34.7	101.1
合計		473.7	484.7	495.7	1454.1

● 介護給付費等の負担割合(財源構成)

介護サービスに要する費用のうち、1割(一定以上所得がある人は、2割又は3割)は、サービスを利用した本人が負担し、残りの9割(一定以上所得がある人は、8割又は7割)が保険から給付されます。原則、その半分を65歳以上の第1号被保険者と40～64歳の第2号被保険者で、残りの半分を国、県、市が公費(税)で負担します。ただし、地域支援事業費の包括的支援事業及び任意事業は、第2号被保険者負担分は公費が充てられます。

第1号被保険者と第2号被保険者の負担割合は、全国の人口比によって定められています。第9期の第1号被保険者の負担割合は、第8期と変わらず23%(第2号被保険者は27%)です。

● 居宅給付費の財源構成



● 第1号被保険者の保険料の見込み

介護保険料基準額は、1期3か年における保険給付費と地域支援事業費の見込み額及び第1号被保険者の負担割合等を基に算定します。本市では、介護保険事業が恒久的な制度であることも踏まえ、保険料改定の際には1期3か年の短期的な収支見込みと2040年を見据えた中長期的な収支見込みの双方を考慮し、介護保険給付費準備基金も積極的に活用しながら、3年ごとの改定を一定額の増加に抑えることとしています。

保険料基準額(年額)

$$\boxed{\text{保険料基準額}} = \boxed{\text{保険料収納必要総額}} \div \boxed{\text{保険料の負担割合で補正した3年間の第1号被保険者数}} \div \boxed{\text{予定保険料収納率}}$$

● 所得段階別介護保険料

段階	対象者		保険料率	保険料年額
	世帯	本人		
第1	生活保護受給者	老齢福祉年金受給者	基準額×0.285	21,200円
		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下		
第2	市民税 非課税世帯	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下	基準額×0.485	36,080円
第3		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超	基準額×0.685	50,960円
第4	市民税 課税世帯 (本人非課税)	課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下	基準額×0.9	66,960円
第5		課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超	基準額×1.0	74,400円 (基準額)
第6	市民税 課税世帯 (本人課税)	合計所得金額が120万円未満	基準額×1.2	89,280円
第7		合計所得金額が120万円以上210万円未満	基準額×1.3	96,720円
第8		合計所得金額が210万円以上320万円未満	基準額×1.5	111,600円
第9		合計所得金額が320万円以上420万円未満	基準額×1.7	126,480円
第10		合計所得金額が420万円以上520万円未満	基準額×1.8	133,920円
第11		合計所得金額が520万円以上620万円未満	基準額×1.9	141,360円
第12		合計所得金額が620万円以上720万円未満	基準額×2.0	148,800円
第13		合計所得金額が720万円以上1,000万円未満	基準額×2.15	159,960円
第14	合計所得金額が1,000万円以上	基準額×2.3	171,120円	

問い合わせ先

姫路市役所 長寿社会支援部

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

ファクス(079)221-2444

高齢者支援課

地域包括支援課

介護保険課

電話(079)221-2306

電話(079)221-2853

電話(079)221-2923

